

## 自動販売機設置事業者募集要項

千葉都市モノレール株式会社が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、次の各事項をご確認のうえ、お申し込みください。

### 1. 入札物件

物件 No.	自販機 No.	所 在 地 設 置 場 所	販売品目	最 低 価 格 (税抜月額)	月 平 均 売 上 金 額 (税込金額)
1	1	千葉市中央区新千葉 1-1-1 千葉駅改札内	アイスクリーム ・氷菓等	183,498 円 (11台分)	217,596 円
	2	千葉市中央区新千葉 1-1-1 千葉駅南口改札外自由通路			39,266 円
	3	千葉市中央区中央港地先道路 市役所前駅改札内			69,023 円
	4	千葉市稻毛区作草部 2-1-19 作草部駅改札内			57,855 円
	5	千葉市稻毛区穴川町 79-1 穴川駅改札内			44,736 円
	6	千葉市稻毛区天台 1-1095-2 スポーツセンター駅改札外			190,181 円
	7	千葉市若葉区源町 407-7 動物公園駅改札外			78,681 円
	8	千葉市若葉区源町 407-7 動物公園駅改札内			18,410 円
	9	千葉市若葉区都賀 3-31-1 都賀駅改札外			93,926 円
	10	千葉市若葉区桜木 7-20-1 桜木駅改札内			62,096 円
	11	千葉市若葉区千城台北 3-1-418 千城台駅改札外			89,415 円
2	1	千葉市中央区新千葉 1-1-1 千葉駅改札内	食品（菓子類、 パン類）	49,020 円 (7台分)	74,765 円
	2	千葉市中央区新千葉 1-1-1 千葉駅中央口改札外			43,396 円

2	3	千葉市稲毛区天台 1-1095-2 スポーツセンター駅改札外		51,901 円
	4	千葉市稲毛区天台 1-1095-2 スポーツセンター駅改札外		80,291 円
	5	千葉市若葉区都賀 3-31-1 都賀駅改札内		54,754 円
	6	千葉市若葉区千城台北 3-1-418 千城台駅 2 番線ホーム		39,509 円
	7	千葉市稲毛区萩台町 199-1 本社事務所 1 階		14,866 円

※ 設置場所は、別紙駅別配置図によりご確認ください。

※ 月平均売上金額は参考数値（令和6年12月～令和7年11月（12ヶ月）実績・1ヶ月平均）  
「消費税込み」であり、今後における自動販売機の売上金額を保証するものではありません。

## 2. 日程

日程は、下記のとおりです。

項目	日 程	
受付期間	令和8年1月28日（水）から2月20日（金）まで 土日・祭日を除く9時から12時まで、13時から16時まで	
入札日時 及び場所	物件No.1	令和8年3月10日（火） 13時30分から
	物件No.2	令和8年3月10日（火） 14時00分から
場 所	千葉都市モノレール株式会社 本社4階第3会議室 (千葉市稲毛区萩台町199番地1)	
契約の締結期限	令和8年3月27日（金）	

## 3. 入札参加資格

(1) 応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

- ① 個人の場合は千葉市に住所を有し、法人の場合は千葉県内に本店または支店・営業所を有すること。
- ② 自動販売機の設置業務（自ら管理・運営するものに限る）について、過去5年以内に3年以上の実績を有している者であること。
- ③ 法人市区町村税又は個人市民税の未納がないこと。
- ④ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- ⑤ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

#### 4. 契約上の条件等

##### (1) 設置期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。(60か月間)

##### (2) 設置料等

###### ① 設置料

当社が設定する最低価格以上で、最高の入札価格をもって設置料(月額)とします。

設置料は毎月発行する請求書により指定期日までに当社が指定する口座に振り込み支払って下さい。

###### ② 必要経費等

自動販売機の維持管理に必要とする経費は設置事業者の負担とします。道路占用料相当額および電気料は設置料とあわせて毎月請求します。

###### ③ 延滞金

指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければなりません。

##### (3) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

###### ① 設置物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならないこと

###### ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならないこと

##### (4) 自動販売機の仕様等

設置する自動販売機は、次に掲げる条件を満たした仕様としてください。

###### ① PASMO電子マネー対応の自動販売機を設置すること

京成電鉄株式会社とPASMO電子マネー加盟店契約を締結していただきます

※電子マネー加盟店とは、電子マネーを利用できるように読取端末機器などを設置し、京成電鉄株式会社と加盟店契約を結んだ機器のことをいいます

###### ② 冷媒及び断熱材発泡剤に、オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン(いわゆる代替フロン)を使用していないこと

###### ③ 環境配慮設計がなされていること

###### ④ 使用済自動販売機の回収システムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること

###### ⑤ すべての自動販売機について、契約締結前に自動販売機の大きさ、性能に関する資料を提出すること

##### (5) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

###### ① 自動販売機の維持管理については、設置事業者が行い、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと

###### ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、当社の指示に従い、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること(ただし、設置場所の構造上、自販機本体と回収ボックスを隣接して設置できない場合があります。)

- ③ 自動販売機の設置にあたっては、転倒防止など、安全に十分配慮すること
  - ④ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機本体に故障・返金処理等に関する連絡先を明記すること
  - ⑤ 自動販売機の搬入出にあたっては、経路の養生を十分に行うなど安全に配慮するとともに施設の管理運営に支障が生じないよう当社と協議を行うこと
- (6) 原状回復

設置事業者は、設置期間が満了したとき及び契約期間の途中で契約を解除するときは、指定日までに原状回復してください。

## 5 入札申込手続

### (1) 申込方法

受付期間内に、必要な書類を持参してください。郵送による申込みは受け付けません。

受付期間 令和8年1月28日（水）～令和8年2月20日（金）

**※ 電話、FAX、Eメール等による受付は行いません。**

提出先 千葉市稲毛区萩台町199番地1  
千葉都市モノレール株式会社 総務部 経理課

### (2) 必要な書類（各1部）

- ① 入札参加申込書（自動販売機設置業務用）
- ② 添付書類（各1部）

ア （法人の場合）法人登記簿の写しもしくは履歴事項全部証明書  
イ 自動販売機の設置業務について、過去5年以内に3年以上の実績があることを示す資料  
(申込者が設置した自動販売機の設置場所・設置期間を具体的に示したもの。書式は問いませんが、A4用紙1枚程度に収めてください。全ての実績を網羅する必要はなく、代表的な実績を示すだけで結構です。)  
ウ 法人市区町村税又は個人市民税の未納がないことの証明書  
エ 許認可等の免許証の写し（物件No.2は除く）  
※ ア及びウの証明書については、いずれも発行後3か月以内のものを提出してください。

## 6 入札参加できない者の通知

入札参加資格を満たしていない場合は、非入札参加通知書によりその旨を通知します。

## 7 入札の手続

### (1) 入札方法

- ① 入札は令和8年3月10日（火）に千葉都市モノレール㈱4階第3会議室で行います。
- ② 入札書に記載する入札金額は、月額の金額(税抜き)を記載してください。

**※契約金額は、これに消費税及び地方消費税相当額を加算した額となります。**

- ③ 入札書は当日持参してください。郵送による入札は受け付けません。

- ④ 代理人の方が入札される場合は、委任状が必要になりますので、必要事項を記載し、記名押印してください。
  - ⑤ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので、十分ご注意ください。
- (2) 入札時に持参する書類
- ① 入札書
  - ② 委任状 ※代理人の方が、入札される場合
  - ③ 誓約書
  - ④ 入札価格における各自動販売機の内訳書
- (3) 入札保証金
- 入札保証金の納付は免除しますが、落札者が契約を締結しない場合には、落札額の3倍の金額を違約金としていただきます。

## 8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない設置事業者の入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3) 誤字または脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (4) 明らかに談合であると認められる入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2通以上の代理をした者の入札
- (6) 入札価格における各自動販売機毎の内訳書及び誓約書の提出がない入札
- (7) 入札に関し、不正行為があった場合の入札
- (8) 最低価格（月額）に達しない金額を記載した入札
- (9) その他指定した以外の方法により入札した場合

## 9 落札者の決定等

- (1) 落札者は、最低価格以上をもって有効な入札を行った方のうち最高価格の入札を行った方とします。
- (2) 落札者となるべき方が2人以上いるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。
- (3) 落札者が契約を締結しないときは、入札金額の高かった上位5人以内の中から、最高価格と同一以上の金額で契約を希望する方がいる場合には、その方と随意契約を行います。この条件で契約を希望する方が同一金額で2人以上となったときは、前(2)項に準じて直ちに「くじ」によって落札者を決定します。同一金額以上で契約を締結する方がいないときは、上位5人以内の指名競争入札で再度入札を行います。
- (4) 落札者が契約を締結しないとき、または契約締結後に中途で契約を解約したときは、次回の入札への参加をお断りしますので注意してください。

## 10 その他

- (1) 本契約は、本契約に関連する消費税及び地方消費税の率が改正された場合は、契約金額を変更

します。

(2) 自動販売機の売上額及び利用者数については、月ごとに集計を行い、四半期毎に報告してください。

募集に関する問合せ先

千葉都市モノレール株式会社

住 所 〒263-0012 千葉市稻毛区萩台町199番地1

T E L 043-287-8278 (平日 8:30~12:00、13:00~17:00)

F A X 043-252-7244

E-mail hanbai\_1@chiba-monorail.co.jp

担 当 運輸部 販売促進課